

フレックス工期による入札契約方式の留意点について

- 1 落札者は、この通知で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。
- 2 落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を選択したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。
- 3 契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は現場に搬入しない資材等の準備及び技能労働者の手配を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。
- 4 建設工事請負契約約款第 3 4 条第 1 項に規定する前金払は、契約工期の始期日以降に請求することができる。
- 5 フレックス工期による契約方式によるときは、工事請負契約約款第 3 4 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、フレックス工期による契約方式における前払金の請求は、契約工期(フレックス工期による契約方式の実施要領第 2 条第 5 号に定める期間をいう。)の始期日以降とする。

- 6 当該工事の工事開始期限日、及び工事完成期限日は以下のとおりとする。
工事開始期限日は令和 8 年 1 2 月 2 4 日とし、工事完成期限日は令和 9 年 3 月 3 1 日とする。